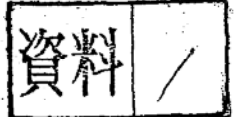


平塚市スポーツ推進審議会委員名簿



(平成28年6月1日～平成30年5月31日)

	氏名	分野・推薦母体	就任
1	スヤマ マサアキ 陶山 正明	学識経験者 (港スポーツクラブ)	平成20年6月
2	ハギ ユミコ 萩 裕美子	学識経験者 (東海大学体育学部教授)	平成24年6月
3	タナカ クニヨシ 田中 國義	スポーツ団体 (平塚市体育協会)	平成24年6月
4	スギヤマ シズオ 杉山 鎮夫	スポーツ団体 (平塚市体育振興連絡協議会)	平成26年6月
5	ストウ サチコ 首藤 幸子	スポーツ団体 (平塚市スポーツ推進委員絡協議会)	平成26年6月
6	ハマダ タエコ 浜田 妙子	スポーツ団体 (平塚レクリエーション連盟)	平成26年6月
7	ハッタ ツトム 八田 力	スポーツ団体 (平塚市スポーツクラブ連合)	平成26年6月
8	トサ アケミ 土佐 明美	公共的団体 (神奈川県立高等学校平塚・秦野地区校長会)	平成27年6月
9	オオタカ コウジ 大高 幸二	公共的団体 (平塚市中学校体育連盟)	平成27年6月
10	クロヤナギ タケシ 畔柳 豪	スポーツ団体 (NPO 法人湘南ベルマーレスポーツクラブ)	平成27年3月
11	イチカワ マサオ 市川 正雄	公共的団体 (平塚商工会議所)	平成26年6月
12	スズキ ヨシアキ 鈴木 喜明	公共的団体 (公財)平塚市まちづくり財団)	平成28年7月
13	ヒラマツ ヒロユキ 平松 廣幸	スポーツ団体 (平塚市健康推進員連絡協議会)	平成28年6月
14	スズキ サナエ 鈴木 早苗	市民公募	平成28年6月

《平塚市教育委員会》

所属・職	氏名
教育長	金子 誠
社会教育部長	高橋 勇二
スポーツ課長	石塚 誠一郎
スポーツ課スポーツ担当長	市川 豊
スポーツ課施設担当長	五島 裕文
スポーツ課スポーツ担当	植手 孝一

抜粋

スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）（条文）

スポーツ基本法

スポーツ振興法（昭和三十六年法律第百四十一号）の全部を改正する。

目次

前文

第一章 総則（第一条—第八条）

第二章 スポーツ基本計画等（第九条・第十条）

第三章 基本的施策

第一節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等（第十一条—第二十条）

第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備（第二十一条—第二十四条）

第三節 競技水準の向上等（第二十五条—第二十九条）

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備（第三十条—第三十二条）

第五章 国の補助等（第三十三条—第三十五条）

附則

スポーツは、世界共通の人類の文化である。

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵（かん）養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。

スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響を及ぼすものである。

また、スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものである。さらに、スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である。

スポーツ選手の不断の努力は、人間の可能性の極限を追求する有意義な営みであり、こうした努力に基づく国際競技大会における日本人選手の活躍は、国民に誇りと喜び、夢と

感動を与え、国民のスポーツへの関心を高めるものである。これらを通じて、スポーツは、我が国社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与するものである。また、スポーツの国際的な交流や貢献が、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するなど、スポーツは、我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割を果たすものである。

そして、地域におけるスポーツを推進する中から優れたスポーツ選手が生まれ、そのスポーツ選手が地域におけるスポーツの推進に寄与することは、スポーツに係る多様な主体の連携と協働による我が国のスポーツの発展を支える好循環をもたらすものである。

このような国民生活における多面にわたるスポーツの果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ立国を実現することは、二十一世紀の我が国の発展のために不可欠な重要課題である。

ここに、スポーツ立国の実現を目指し、国家戦略として、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

2 スポーツは、とりわけ心身の成長の過程にある青少年のスポーツが、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとの認識の下に、学校、スポーツ団体（スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下同じ。）、家庭及び地域における活動の相互の連携を図りながら推進されなければならない。

3 スポーツは、人々がその居住する地域において、主体的に協働することにより身近に親しむことができるようにするとともに、これを通じて、当該地域における全ての世代の人々の交流が促進され、かつ、地域間の交流の基盤が形成されるものとなるよう推進されなければならない。

4 スポーツは、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られるよう推進されなければならない。

5 スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。

6 スポーツは、我が国のスポーツ選手（プロスポーツの選手を含む。以下同じ。）が国際競技大会（オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポーツの競技会をいう。以下同じ。）又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準（以下「競技水準」という。）の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進されなければならない。

7 スポーツは、スポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進することにより、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するものとなるよう推進されなければならない。

8 スポーツは、スポーツを行う者に対し、不当に差別的取扱いをせず、また、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、ドーピングの防止の重要性に対する国民の認識を深めるなど、スポーツに対する国民の幅広い理解及び支援が得られるよう推進されなければならない。

（地方スポーツ推進計画）

第十条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十四条の二第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

（都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等）

第三十一条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関（以下「スポーツ推進審議会等」という。）を置くことができる。

（審議会等への諮問等）

第三十五条 国又は地方公共団体が第三十三条第三項又は前条の規定により社会教育関係団体（社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十条に規定する社会教育関係団体をいう。）であるスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国に

あつては文部科学大臣が第九条第二項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあつては教育委員会（特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）に係る補助金の交付については、その長）がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。この意見を聴いた場合においては、同法第十三条の規定による意見を聴くことを要しない。

○平塚市スポーツ推進審議会条例

平成23年12月20日

条例第20号

平塚市スポーツ振興審議会設置条例(昭和37年3月条例第17号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 スポーツ基本法(平成23年法律第78号。以下「法」という。)第31条の規定に基づき、本市にスポーツ推進審議会を設置する。

(名称)

第2条 前条のスポーツ推進審議会の名称は、平塚市スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)という。

(所掌事務)

第3条 審議会は、次に掲げるスポーツの推進に関する重要事項について教育委員会の諮問に応じ調査審議し、及びこれらの事項に関し教育委員会に建議する。

- (1) 法第10条第1項に規定する地方スポーツ推進計画に関すること。
- (2) 法第35条の規定により補助金の交付について意見を述べること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

(委員の定数)

第4条 審議会は、15人以内の審議会委員(以下「委員」という。)をもって組織する。

2 委員は、非常勤とする。

(任命)

第5条 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が市長の意見を聴いて任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) スポーツ団体の代表者
- (3) 公共的団体の代表者
- (4) 公募に応じた市民

(任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することができる。

- 2 委員に欠員を生じたときは、後任者を任命することができる。
- 3 前項の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項については、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の平塚市スポーツ振興審議会設置条例第5条の規定により任命されている平塚市スポーツ振興審議会の委員は、この条例の施行の日に、改正後の平塚市スポーツ推進審議会条例（以下「新条例」という。）第5条の規定により平塚市スポーツ推進審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、新条例第6条の規定にかかわらず、同日における平塚市スポーツ振興審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第23号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

平塚市スポーツ推進審議会規則（平成24年教育委員会規則第6号）

（趣旨）

第1条 この規則は、平塚市スポーツ推進審議会条例（平成23年条例第20号）第7条の規定に基づき、平塚市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長及び副会長）

第2条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（招集）

第3条 審議会の会議は、必要により会長が招集する。

（定足数）

第4条 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

（表決）

第5条 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（委任）

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成27年度平塚市スポーツ推進審議会議題一覧

回数	開催日	議題
第1回	H27.6.29	・平塚市スポーツ推進計画について 平塚市スポーツ指導者制度(案)について 平塚市スポーツボランティア制度(案)について 進行管理について
		・第64回市民総合体育大会の視察について
		・その他(6月議会について)
視察	H27.8.23	・第64回市民総合体育大会会場視察
第2回	H27.11.20	・平塚市スポーツ推進計画について 平塚市スポーツ指導者制度・スポーツボランティア制度について スポーツ推進計画進行管理について
		・平成27年度スポーツ課予算について 補助金交付について
		・第64回市民総合体育大会について
		・その他(9月議会について・2020年東京オリパラについて・その他)
第3回	H28.3.22	・平塚市スポーツ推進計画について 各種事業の進捗状況について 進行管理について
		・平成27. 28年度社会体育事業実施状況等について 平成27年度社会体育事業実施状況について 平成28年度予算並びに実施予定事業について
		・市民総合体育大会(ニュースポーツ大会)の日程等について
		・平塚市スポーツ優秀選手表彰対象の取扱いについて
		・その他(3月議会について・2020年東京オリパラについて・その他)

平成28年度 スポーツ課 当初予算（歳入）の概要

(単位 千円)

項目	本年度	前年度	増減額
13 使用料及び手数料	72	68	4
01 使用料	体育施設の敷地内の東電柱及び電話柱設置、自動販売機設置に伴う使用料		
01 総務使用料			
01 総務管理使用料	桃浜庭球場（電柱6本、支線2本、共架1基）、軟式庭球場（電柱3本、支線1本、共架1基）、王御住運動広場（電柱7本、支柱1本、支線3本、共架7基）自動販売機設置料（まちづくり財団軟庭2、桃浜2、大神1） 【主な増減の理由】桃浜庭球場電柱、支線の本数増加に伴う、使用料収入の増額		
13 使用料及び手数料	31,940	31,940	0
01 使用料	桃浜町庭球場等の使用料及び学校運動場夜間照明施設使用料		
08 教育使用料			
04 保健体育使用料	軟式庭球場、桃浜町庭球場、王御住運動広場、土沢野球場、大神スポーツ広場、パークゴルフ場使用料、学校夜間照明施設使用料（江陽中、太洋中、金目中、大住中、浜岳中、旭小、真土小、横内小、八幡小）		
20 諸収入	1,725	1,225	500
06 雑入	体育施設の電気使用料、自動販売機設置許可管理料、広告掲載料		
02 雑入			
09 教育費雑入	体育施設電気使用料（軟式庭球場、桃浜町庭球場、大神スポーツ広場管理棟、パークゴルフ場の飲料水自動販売機） 【主な増減の理由】ネーミングライツパートナー料収入の増額に伴う、広告掲載料収入の増額		
計	33,737	33,233	504

平成28年度 スポーツ課 当初予算（歳出）の概要

(単位 千円)

区 分	本年度	前年度	増減額	増減率(%)
06保健体育費	139,198	146,749	△ 7,551	△ 5.1
1 保健体育総務費	45,897	50,969	△ 5,072	△ 10.0
2 体育施設費	93,301	95,780	△ 2,479	△ 2.6

保健体育費「1 保健体育総務費」の事業内容

事業名	本年度予算額	前年度予算額	増減額
②保健体育庶務事業	3,304	4,360	△ 1,056
スポーツ課庶務事業経費。各種スポーツ大会、団体への補助金、市内スポーツ情報ポータルサイトの運営事業を含む。 【主な増減の理由】各種スポーツ大会、団体補助金及び負担金の減額			
スポーツ課一般経費（需用費・役務費・使用料及び賃借料等）・各スポーツ団体補助金（体育協会・レクリエーション連盟・体育振興連絡協議会）・各種大会補助金等			
③サッカー文化の振興によるまちづくり事業	2,180	2,428	△ 248
サッカー文化を振興するため、湘南ベルマーレスポーツクラブによる小学校巡回授業やコーチによるサッカー教室などを実施する。			
補助金			
④市民総合体育大会開催事業	4,095	4,158	△ 63
地域スポーツの普及・振興と地域住民の交流や競技力の向上を図るため、市民総合体育大会を開催する。			
看護員謝礼・表彰記念品・消耗品費（用紙、大会用具等）・大会運営、選手派遣委託料・会場使用料等			
⑤スポーツ推進審議会運営事業	407	543	△ 136
スポーツ基本法に基づくスポーツ推進審議会委員により、審議会の開催やスポーツ大会等の視察を行う。 【主な増減の理由】スポーツ推進計画の策定が終了し、会議開催回数の見直しによる委員報酬の減額			
委員報酬			
⑥スポーツ推進委員活動事業	4,055	4,052	3
スポーツ・レクリエーション振興のため、地区住民に対してスポーツ・レクリエーションに関する指導、助言を行う。また、協議会を組織し、委員相互の連絡調整や各種大会、研修会に委員を派遣し、委員の資質向上を図る。 【主な増減の理由】予算削減による減額、及び消耗品費（ユニフォーム）の増額			
委員報酬・講師謝礼・研究大会等参加旅費・消耗品（ニュースポーツ用具購入費）等			
⑦各種スポーツ大会開催事業	7,135	7,820	△ 685
多様なスポーツ機会を確保するため、市内駅伝競走大会、少年少女大会などの各種スポーツ大会等を開催する。 【主な増減の理由】各種委託料の減額			
スポーツ教室等講師謝礼・看護員謝礼・表彰記念品・消耗品費（大会用具、事務用品）・大会運営委託料・会場使用料等			

事業名	本年度予算額	前年度予算額	増減額
⑧学校体育施設開放事業	4,280	5,098	△ 818
<p>健全な体育活動の普及や発展のため、小学校の体育館及びグラウンドを開放し、市民にスポーツをする場を提供する。大学生による小中学校体育施設個人開放事業を含む。 【主な増減の理由】運営委員会謝礼削減による委託料の減額</p>			
開放事業委託料・負担金			
⑨小学校プール開放事業	18,540	20,600	△ 2,060
<p>児童の心身の健全な育成と体力の向上を図るため、夏季休業中の小学校のプールを開放する。 【主な増減の理由】開放日数縮減による委託料の減額</p>			
委託料			
⑩選手派遣事業	245	254	△ 9
<p>市民スポーツ振興のため、市町村対抗「かながわ駅伝競走大会」への選手派遣や全国大会などで優秀な成績をおさめた選手の表彰を行う。</p>			
表彰記念品・選手派遣委託料等			
⑪手話ダンスによる健康づくり事業	1,656	1,656	0
<p>手話とダンスを掛け合わせた手話ダンスを運動・スポーツのきっかけづくりとなるよう、手話ダンスグループによる公演やワークショップ（体験型講座）を実施する。</p>			
手話通訳者謝礼、公演委託料、ワークショップ委託料、指導者育成委託料、使用料等			

保健体育費「2体育施設費」の事業内容

事業名	本年度予算額	前年度予算額	増減額
①スポーツ施設活用事業	56,395	58,328	△ 1,933
<p>市民の健全なスポーツ活動の普及発展のため、各種体育施設の維持・管理・運営を行う。 【スポーツ課管理施設】大神スポーツ広場、王御住運動広場、土屋スポーツ広場、軟式庭球場、桃浜町庭球場、学校夜間照明施設。 【主な増減の理由】夜間照明点検委託料減額、施設修繕料の増額</p>			
消耗品・光熱水費・修繕料・建物損害保険料・施設管理委託料・土屋スポーツ広場借地料、大神スポーツ広場、軟式庭球場及び桃浜町庭球場指定管理料・原材料費・分担金等			
②土沢スポーツ広場（パークゴルフ場等）活用事業	36,906	37,452	△ 546
<p>市民の健全なスポーツ活動の普及発展のため土沢スポーツ広場（パークゴルフ場・土沢野球場・土沢多目的広場）の維持・管理・運営を行う。 【主な増減の理由】光熱水費の減額</p>			
消耗品・光熱水費・施設修繕料・指定管理委託料・使用料及び賃借料・負担金等			

平成28年度平塚市社会体育関係行事予定表

平成28年3月作成

項目 月	市関係行事		全国・関東・県大会等
	大会・講習会等	会議等	
4月			
5月			
6月	26(日) 第65回市民総合体育大会/バウンディングテニス(総体) /パークゴルフ(パークゴルフ場)	4(土) 第53回少年野球大会抽 選会及び監督・主将会議	3(金)~4(土) 関東スポーツ推進委員研究大会 (山梨県)
7月	7/21(火)~8/3(土) 小学校プール開放(28小学校) 7/22(金)~7/31(日) 第53回少年野球大会(球・大) 24(日)市民・大学交流事業中学生陸上教室(仮)(東海大学)	市民総合体育大会代表者会議	
8月	7(日) 第50回少年少女水泳大会(総体プ) 21(日) 第65回市民総合体育大会(総体、平ア他) 28(日) 第65回市民総合体育大会(総体、平ア他)	21(日)市体育功労者表彰(総体)	
9月			23(金)~25(日) 第70回全国レクリエーション大会(岐阜県)
10月	16(日) 第45回 少年少女剣道大会(総体)		1(土)~11(火) 第71回国民体育大会 (岩手県・37競技)
11月	13(日) 第65回市民総合体育大会/トリム(平ア) 13(日) 市民・大学交流事業中学生卓球教室(仮)(総体) 27(日) 平塚市民・大学スポーツ交流フェスタ(競)		17(木)~18(金) 全国スポーツ推進委員研究協議会 (福井県)
12月	18(日) 市民・大学交流事業中学生バスケットボール教室(総体)	市内駅伝競走大会監督会議	4(日) 第11回湘南国際マラソン
29年 1月	8(日) 平成28年度平塚市内駅伝競走大会 /地区対抗・実業団対抗(総公~山城中)	9(月・祝) スポーツ団体新年の集い	1/下旬~2/下旬 第72回国体冬季大会(長野県)
2月	下旬 スポーツ指導者講習会	11(土) 平成28年平塚市スポーツ優秀 選手表彰	5(日)県スポーツ推進委員大会 (横浜市) 12(日)第71回かながわ駅伝競走大会
3月	上旬 第47回少年少女マラソン大会(総公・競・園) 26(日)第4回ひらつか市民スポーツフェスティバル (総公・総体・球・競)		

※()は会場 大→大神スポーツ広場 桃→桃浜町庭球場 軟→軟式庭球場 平ア→ひらつかサンライズアリーナ(ひらつかアリーナ)



総体→トクイセキリティ平塚総合体育館(総合体育館) 球→パッティングハレス相石スタジアムひらつか(平塚球場)

競→Shonan BMW スタジアム平塚(平塚競技場) 総公→総合公園 園→総合公園園路 馬サ→馬入ふれあい公園サッカー場

平塚市教育大綱

平成28年（2016年）3月

平塚市

－はじめに－

平成26年度に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、平成27年4月から施行されています。この改正により地方公共団体の首長が、教育、学術及び文化振興に関する総合的な施策となる「大綱」を策定することとされました。

そこで、平成28年度からスタートする「平塚市総合計画」及び平成27年1月に策定した「平塚市教育振興基本計画“奏プラン”後期実施計画」を基本に、総合的な教育施策の目標や施策の根本となる方針として「平塚市教育大綱」を定めました。策定に当たっては、「総合教育会議」において、教育委員会の皆さんとさまざまな議論を行いました。

新しい総合計画では、重点課題の一つとして「子育て支援」を掲げています。教育分野においては「確かな学力の向上」や「教育環境の充実」、「地域の特色ある文化資源の活用」などを主な事業として位置付けました。

夢や希望が持てる明るい未来の礎を築くのは、子どもたちへの教育であると、私は信じています。誇りと愛着を持てるまちづくりを進め、平塚市を「選ばれるまち、住み続けるまち」にしていくために“オール平塚”で、未来を担う子どもたちを育てていきましょう。

平塚市長 落合克宏

第1章 平塚市教育大綱について	1
1 大綱策定の趣旨	
2 大綱策定の考え方	
3 実施期間	
第2章 平塚市のめざす教育	2
1 基本理念	
2 基本方針	

第1章 平塚市教育大綱について

1 大綱策定の趣旨

大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、平成27年度(2015年度)から地方公共団体の長が策定することとされたものです。

その内容は、教育基本法第17条1項の規定に基づき、政府が策定する教育の振興に関する施策についての基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めることとされています。

平塚市教育大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3第1項に基づき、平塚市の目指す基本的な教育、学術及び文化の振興に関する総合的な推進を図ることを目的に策定することとします。

2 大綱策定の考え方

平塚市教育大綱は、平塚市総合計画の基本計画分野別施策1「豊かな心と文化をはぐくむまちづくり」の具体的な姿である、「お互いを理解し、尊重し合える心のやさしさと、学びの意欲や豊かな感性をもったひとが育ち、人々の活発な交流をとおしてひとの輪をつなげ広げていく、よろこびと活力にあふれたまちをめざす」を具現化するため、平塚市教育委員会が取り組んでいる教育振興基本計画“奏プラン”後期実施計画を推進するにあたって、その方向性を示すものとしします。

3 実施期間

実施期間は、平成28年度(2016年度)から平成31年度(2019年度)の4年間とします。

なお、本市の総合計画や国、県及び社会情勢の動向等を踏まえ、適宜改定するものとしします。

第2章 平塚市のめざす教育

1 基本理念

「未来の礎を築く教育のまち平塚」

2 基本方針

(1) 確かな学力と豊かな育ちを培う教育環境の充実

子どもたちの生きる力を育むため、知識・技能だけでなく、学習意欲や考える力を含む「確かな学力」の向上を図るとともに、安心・安全で快適に学べる環境を整備します。また、子どもたち一人ひとりの健全な心と体を培い、豊かな人間性を育むとともに、人権を尊重した「いのち」と「こころ」を大切にする教育を推進します。

(2) 子どもの育ちを支援する環境の充実

子どもや保護者の多様なニーズに対応するため、相談体制の充実を図るとともに、子育てを社会全体で支援する取組を進めます。また、子どもたち一人ひとりの教育的ニーズを把握し、それぞれに合った適切な支援や援助に努めます。

(3) 芸術・文化やスポーツ活動にふれあう環境の充実

生涯学習に対する市民ニーズに対応するため、多くの学習機会を提供するとともに、様々な学習活動を支援し、豊かな生活をおくることができる地域社会の実現をめざします。また、活力ある生き生きとした社会を形成するため、市民が様々な形でスポーツと関われる環境整備を進めます。

平塚市総合計画

「平成 28 年度（2016 年度）から平成 35 年度（2023 年度）の 8 年間」



平塚市教育大綱

基本理念

『未来の礎を築く教育のまち平塚』

基本方針

「確かな学力と豊かな育ちを培う教育環境の充実」

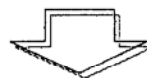
子どもたちの生きる力を育むため、知識・技能だけでなく、学習意欲や考える力を含む「確かな学力」の向上を図るとともに、安心・安全で快適に学べる環境を整備します。また、子どもたち一人ひとりの健全な心と体を培い、豊かな人間性を育むとともに、人権を尊重した「いのち」と「こころ」を大切にする教育を推進します。

「子どもの育ちを支援する環境の充実」

子どもや保護者の多様なニーズに対応するため、相談体制の充実を図るとともに、子育てを社会全体で支援する取組を進めます。また、子どもたち一人ひとりの教育的ニーズを把握し、それぞれに合った適切な支援や援助に努めます。

「芸術・文化やスポーツ活動にふれあう環境の充実」

生涯学習に対する市民ニーズに対応するため、多くの学習機会を提供するとともに、様々な学習活動を支援し、豊かな生活をおくることができる地域社会の実現をめざします。また、活力ある生き生きとした社会を形成するため、市民が様々な形でスポーツと関われる環境整備を進めます。



平塚市教育振興基本計画「奏プラン」後期実施計画

『市民の学びをいかした生涯学習社会の実現』

「平成 27 年度（2015 年度）から平成 31 年度（2019 年度）の 5 年間」



平塚市